

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三島市

2 構造改革特別区域の名称

箱根西麓・三島焼酎特区

3 構造改革特別区域の範囲

三島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢・地理

三島市（以下「本市」という。）は、東京から100Km圏内にあり、東西交通と南北交通が交差する交通要衝の地にある。静岡県東部の中核都市圏の一角をなし、日本有数の観光地である富士・箱根・伊豆の玄関口に位置している。市の総面積の約3分の2は、箱根山の西側斜面に広がる丘陵地であり、農地や森林で占められている。

(2) 人口

昭和16年市制施行当時は33,533人だったが、昭和44年に新幹線三島駅が開業してから人口が急増し、昭和61年には人口が10万人を超えた。以降、徐々に人口が増加してきたが、平成17年12月に114,354人（外国人を含む。）でピークを迎え、平成20年9月以降は緩やかな減少傾向を続け、平成28年12月時点で111,410人（外国人を含む。）となっている。（住民基本台帳及び外国人登録による。）

(3) 歴史

律令制の時代から伊豆の国府として発展し、伊豆一ノ宮として三嶋大社が置かれ、政治・文化の中心地であった。江戸時代には東海道五十三次の五大宿場の一つとして賑わった歴史の古いまちであり、現在でも市内には数多くの歴史的・文化的な遺産が残っている。

(4) 自然

平成28年までの過去30年間の平均気温が16.2℃と比較的温暖であり、富士山や駿河湾の眺望景観に優れている。また、市内には富士山や箱根水系の湧き水があり、清らかなせせらぎとなってまちを巡る「水の都」として知られ、楽寿園や三嶋大社の樹林などとともに、貴重な自然資産として大切にされている。

(5) 交通

主要交通機能は、本市の東西に国道1号線、南北に国道136号・県道三島静浦港線が走り、隣接する沼津市、裾野市には東名高速道路のインターチェンジがある。鉄道について

は、JR 東海道新幹線・JR 東海道本線・伊豆箱根鉄道駿豆線が走り、首都圏及び県内主要都市と結ばれるなど恵まれた交通条件を有している。さらに、平成 26 年 2 月には、東名及び新東名高速道路と直結する東駿河湾環状道路が開通し、首都圏へのアクセスが格段に向上しており、広域交通の結節点、静岡県東部の中核都市として、更なる発展が期待されている。

(6) 産業

平成 27 年度の就業者総数は 54,290 人であり、産業別では、第 1 次産業従事者が 2.3%、第 2 次産業従事者が 26.8%、第 3 次産業従事者が 67.6%、分類不能 3.3%で、第 3 次産業の比率が高い。

農業については、平坦地では稲作や施設園芸が行われ、丘陵地では露地栽培を中心に作付けされている。特に、箱根西麓地域においては、火山灰が降り積もってできた水はけの良い肥沃な土壌を生かし、古くから根菜類を中心とした野菜の栽培が盛んに行われている。耕作土が深く雨が降っても固まらない土壌のため、根菜類は形が良く美味しいと全国的に知られており、近年では「箱根西麓三島野菜」としてブランド化され、高値で取引されている。中でも、マークインは「三島馬鈴薯」として有名で、平成 28 年 10 月 12 日には地理的表示保護制度（GI）に登録されている。

(7) 観光

本市は、富士・箱根・伊豆の玄関口であるという地理的要因や三嶋大社などの観光資源があることに加え、街の整備や特産品の積極的な PR 活動の成果として、年々観光交流客数は増加している（平成 22 年度 4,289,973 人→平成 27 年度 6,637,346 人）。

近年では、東駿河湾環状道路が開通するなど広域交通網の整備が進み、伊豆フルーツパークや人道専用として日本一の長さの箱根西麓・三島大吊橋などのレジャースポットが登場し、観光交流客増加の要因となっている。

また、近隣状況としては、平成 25 年に富士山が、平成 27 年には韮山反射炉がそれぞれ世界遺産に登録され、これらは国内のみならず世界中から注目を浴び、本市を含む周辺地域の外国人観光客の増加につながっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

全国的な傾向と同様に、本市においても農業従事者の高齢化や担い手不足は確実に進行しており、今後も更に進むものと予測され、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような状況を踏まえ、本市の農業を持続的に発展させていくため、農商工の連携や 6 次産業化を推進しており、地場農産物の消費拡大、地域農業の活性化、雇用創出などを図っているところである。

また、この農商工連携などにより生み出される特産品は、本市の魅力を広く発信できることから、農業振興だけではなく、観光の活性化などにもつながり得る可能性を秘めているため、従来より地域固有の資源を活用した特産品の開発を推進してきており、「富士山

の湧き水」・「箱根西麓三島野菜」を原料としたオリジナル焼酎に関しても、これまで市外の酒造会社への委託により、開発・製造を行ってきたところである。

一方、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の自転車競技が伊豆地域で開催されることとなり、伊豆の玄関口にあたる本市においては、これを絶好の機会ととらえ、国内外からの認知・関心の獲得、インバウンドの取り込みを図るとともに、大会後においても継続的に交流人口の拡大・地域経済の活性化を図るための取組として、より郷土色ある新たな特産品創出への関心が高まってきているところである。

従来より製造してきたオリジナル焼酎は、市外の酒造会社への委託のため、安定製造・品質保持が可能である一方で、独自性の観点からは更なる向上の余地を有するため、本特例措置を活用し、原料生産から製造・販売までを一貫して地元で行う、真の「地焼酎」を製造し、本市の魅力を国内外へ更に広く発信していくものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎の小規模製造を可能とする本特例措置を活用することで、焼酎製造への新規参入がしやすくなるため、農業生産者や事業者に対する新たな事業機会の提供を図り、本市の6次産業化・農商工連携・雇用創出を促進していくことが目標である。

加えて、伊豆地域で開催される2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の自転車競技を見据え、地域独自の文化を売り込んでいくシティプロモーションの取組の1つとして、より郷土色ある特産品の開発を行うことで、国内外からの来訪者の認知・関心の獲得、インバウンドの取り込みが期待できるとともに、大会後においても継続的な交流人口の拡大・地域経済の活性化が期待できるなど、この絶好の機会を有効に生かし、本市の魅力を国内外へ更に広く発信していくことを目標としている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

オリンピック・パラリンピックは、観光産業の起爆剤として期待されているとともに、特に発信力の高いメディアなどにより、地域の情報を国内外へ広く効果的に発信できる貴重な機会である。

このまたとない好機を最大限活用し、本市が誇る地域資源を国内外に積極的かつ多様にアピールしていくことで、大会開催時期の来訪者拡大はもちろん、大会後においても旅行者のリピート化などによる継続的な観光交流人口の増加を図るなど、将来的な地域経済の活力向上に大きな弾みとなることが期待されている。

	現状 平成27年度（2015年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
特産酒類の製造事業者数	-	1件
観光交流客数	6,637,346人	8,000,000人

8 特定事業の名称

709(710, 711) 特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709(710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（馬鈴しょ、かんしょ、だいこん、セルリー、にんじん、ブロッコリー、はくさい、トマト及びわさび）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三島市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（馬鈴しょ、かんしょ、だいこん、セルリー、にんじん、ブロッコリー、はくさい、トマト及びわさび）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを主たる原料とした単式蒸留焼酎の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、単式蒸留焼酎を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（馬鈴しょ、かんしょ、だいこん、セルリー、にんじん、ブロッコリー、はくさい、トマト及びわさび）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農商工の連携や6次産業化が促進され、地場農産物の消費拡大、地域農業の振興が図られるとともに、交流人口の拡大などにも効果が期待できる。

特に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の自転車競技が開催される絶好の機会を有効に生かすことで、地域経済の活力向上に大きな弾みとなることが期待されている。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。また、当該特定事業の実施主体の事業計画案を確認するとともに、酒税を適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導する。